

弁護士 笹山 尚人

1 期日の状況

令和2年8月26日（水）午後3時より、福島地裁いわき支部1号法廷において第14回口頭弁論が開催されました。新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、今回の期日も開かれたものの、原告席にせよ、傍聴席にせよ、数を著しく制限しての開廷となりました。原告団のみなさんには事務局のみなさんの参加のみお願いし、弁護団も人数を絞っての開廷となりました。原告団からは3名、弁護団も、地元の広田先生と、仙台から弁護団代表の菊地弁護士、小野寺弁護士の二人、首都圏からは私のみ、合計4名の参加としました。)

東電側も弁護士4名のみでの出席で、法廷は、裁判官3名、書記官1名とあわせて全部で15名、全員マスク着用、という状況でした。

今回の法廷で行ったのは、責任論の書面である準備書面11とそれを裏付ける証拠の提出、です。

準備書面11は、東電は、津波対策として防潮堤建設とともに建物の水密化の措置を取ることが出来たよね、それをしていたら事故を回避できたよね、という内容の主張です。

本日の法廷では、私から、この準備書面11の概要について、陳述させていただきました。

私の陳述内容を説明しますと、ざっとこんな感じになりました。

福島第一原発の開業後、地震学の進展によって当初の想定より大きな津波が来ることが想定できることになったので、防潮堤を作ることとともに、建屋の水密化措置をとるということが対策として考えられるようになったこと。具体的には、タービン建屋等の大物搬入口、人の出入り口などに強度強化扉と水密扉の二重扉を設置する、非常用ディーゼル発電機及び配電盤等の重要機器がある機械室への浸水防止対策をする、といった対策が考えられること。防潮堤は工期も長くなるし費用も莫大だが、水密化であればこれであれば2～3年で設置でき、費用も防潮堤に比べれば抑えられること。東電は、2002年の段階で水密化について認識していたことが資料からいえ、遅くとも2009（平成21）年には水密化工事を終えることは可能であったこと。もし水密化が施されていれば、全電源喪失という事故は回避しえたこと。

2 今後の進行

現在、私たちは、全世帯での陳述書の作成提出を目指しています。

残る世帯の陳述書作成についておおよそ10月の次回期日までには完了する見通しであるとして、次回期日に追加する予定としました。

原告側は、このほか、陳述書をベースにして、富岡町という地域がいかなる被害を被っているかについての「富岡町論」と呼んでいる主張についても10月までにまとめる予定です。

裁判所は、その予定を了解したうえで、原告側の主張立証が一段落したところで、東電に対して12月には責任論に対する反論を、その後に富岡町論を含めた損害論への反論の提出を行うよう求めました。

12月に東電の責任論の主張が、来年2月には損害論の主張が提出されるのではないかとの見通しです。

3 今後の予定

(1) 日程について

次回期日は、2020年10月13日（火）午後3時から、次々回は12月15日（火）午後3時から、ということで指定されました。

(2) 原告の皆さんの法廷参加について

まだ確定ではありませんが、次回期日以降は、原告団の皆さんの参加をお願いする方向ではありますが、傍聴についてどうするかは今後検討します。

その場合、原告の方からの意見陳述も復活させたいと考えています。

(3) 今後のご協力をお願いについて

本期日においても原告の皆様の「陳述書」を提出させて頂きましたが、次回期日においては、残る原告世帯の「陳述書」を提出する予定です。

まだ聞き取りが行われていない世帯、すでに聞き取られているもののその後の手続きが進んでいない世帯の皆様には、大変おまたせをしておりますが、担当弁護士より、陳述書の作成に関して問い合わせがあったり、内容の確認を求められたりしましたら、お手数かとは思いますが、ご対応いただきますようお願いいたします。

以上